

平成28年度

市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成27年度の要望回答集～

越 谷 市

はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施いたしました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題やご意見ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に生かしていくものです。お寄せいただいたご意見ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれの担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への反映に努めております。

この冊子は、平成27年度にお寄せいただいた585通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から抜粋のうえ編集（教育委員会等の行政委員会を含む。）したものです。今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に生かすこの制度の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

1. 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

- 1. 公共施設の使用に特例を設けることについて…………… 1
- 2. 地区センターへの健康麻雀用備品の設置について…………… 1
- 3. 人権を無視した発言について…………… 2
- 4. 同性パートナーシップ条例について…………… 2

2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

- 5. 市立病院耳鼻咽喉科の外来診療について…………… 3
- 6. 救急体制について…………… 3
- 7. 一時保育について…………… 4
- 8. 子育てについて…………… 5
- 9. 学童保育の夏季給食費納付方法について…………… 5
- 10. 選挙の投票所について…………… 6
- 11. 後期高齢者医療宿泊助成について…………… 6
- 12. ひのき荘の囲碁道具について…………… 7

3. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

- 13. 越谷市の都市計画、用途地域などについて…………… 8
- 14. 総合公園横の公園について…………… 8
- 15. 元荒川沿いの遊歩道の設置について…………… 9
- 16. 公園の注意看板について…………… 10
- 17. 葛西用水沿いの遊歩道について…………… 10
- 18. 大砂橋に繋がる道路（砂原側）の新設について…………… 11

4. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

- 19. 外来生物回収ボックスについて…………… 12
- 20. 喫煙マナーとルールについて…………… 12
- 21. 市内のカラスの繁殖防止について…………… 13
- 22. 夜間の花火禁止について…………… 14
- 23. 高齢者の運転免許の返納について…………… 14
- 24. 越谷市の地震の震度について…………… 15

5. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

- 25. レイクタウンを通じた越谷の発信について…………… 16
- 26. プレミアム付商品券について…………… 16
- 27. 越谷레이크タウン周辺への宿泊施設建設について…………… 17
- 28. 市民農園の利用時間の決定及び閉鎖について…………… 17

6. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

- 29. 大袋中学校特別支援クラス設置の希望について…………… 18
- 30. 大袋北小の南校舎及びプレハブ校舎の活用について…………… 19
- 31. 体力テストについて…………… 19
- 32. 図書館施設の充実について…………… 20
- 33. バasketゴールの設置について…………… 21
- 34. 越谷市民球場の愛称、BCリーグ開催について…………… 22

7. 全 般

- 35. 能率的な対応体制について…………… 23
- 36. 職員の接遇マナーについて…………… 23
- 37. がん検診受診時の対応について…………… 23
- 38. 常任委員会の録画中継について…………… 24

※ 掲載内容は一部簡略化しています。また、内容等は回答時点のもので、ご了承ください。

1. 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

1. 公共施設の使用に特例を設けることについて （結果：調査・検討）

□地区センターで毎月活動をしていますが、現在は、施設の利用申込や使用料の支払いが全てコンピュータ化されており、当日の申込みや利用が不可能になっています。利用者が規則を守ることは当然ですが、場合によっては、特例として利用可能とする柔軟な運営方針が必要と思います。

■地区センター・公民館は、市民の教養の向上や健康の増進等、生涯学習・地域コミュニティ・地域福祉・防災救援などの機能をもつ地域活動の拠点として市内に13か所設置されており、地域における学習機会の提供や交流の場として、多くの皆様に利用され、親しんでいただいております。

さて、公共施設の当日の申込みや利用についてのお尋ねですが、地区センター・公民館では、利用者の公平性を守るため、使用の条件や申込みについて、条例等で規定しております。

地区センター・公民館には、さまざまな利用目的をもつ多数の方からの申込みがありますが、公の施設であるため、営利目的や特定の団体の使用に制限を加えさせていただいております。この許可審査をするにあたり、当日では判断しきれない場合も予想されることから、空き施設があっても、当日の申込みを規制させていただいておりますが、日頃より利用をいただいております団体の方には、当日の利用状況を加味しながら柔軟な対応を図れるように検討してまいります。

なお、地区センター利用の申請にあたっては、日付や時間などお間違えのないようにしていただくとともに、不明なときはお気軽に地区センターへお問合せをいただければと存じます。

（平成27年8月25日：市民活動支援課）

2. 地区センターへの健康麻雀用備品の設置について （結果：実施困難）

□認知症防止に麻雀が良いと注目され、全国の自治体で実施されて効果をあげています。健康麻雀を安心して無料で誰でも楽しめるよう、公民館に麻雀牌、テーブルを用意していただけたら幸いです。

■地区センター・公民館は、市民の皆様の教養の向上や健康の増進等、生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援などの機能をもつ地域活動の拠点として、市内13か所に設置されており、地域における学習機会の提供や交流の場として、多くの皆様に利用され、親しんでいただいております。

さて、このたび、認知症予防の観点から、地区センター・公民館に健康麻雀用の麻雀牌とテーブルを設置することについて、ご意見をいただきました。

地区センター・公民館の利用に際しましては、利用者の公平性を守るため、条例等で、使用の条件や申込みについて定め、部屋などの貸出しを行っております。

また、市民ニーズが多様化する中、さまざまな方がそれぞれの目的をもって利用していただいております。そのため、備品の設置については、規制をさせていただいているものもあり、このたびご要望をいただいた健康麻雀用の備品につきましては、設置する予定はございません。

ただし、地区センター・公民館では、備品としては設置しなくても、施設を利用される方々に、それぞれの活動に必要な道具の持ち込みも行っていただいておりますので、大変ご面倒をおかけいたしますが、備品の持ち込みにつきまして、ご理解いただければと存じます。

今後とも、地区センター・公民館をご利用される皆様が、施設を快適にご利用いただけますよう、適切な管理・運用をまいります。
(平成27年11月11日：市民活動支援課)

3. 人権を無視した発言について（結果：その他）

□南越谷駅西口で行われたアンコール阿波踊りに行きましたが、私が見ていると、「写真を撮るのだからどいてくれ」と言われ、別の人からは、「背が高いから邪魔だ」と言われました。人格や人権を無視した言動をする人がいまだにすることが残念でなりません。

■南越谷阿波踊りにつきましては、本年で第31回目を迎え、県内外を問わず、来場者も年々増加しております。大勢の方が限られたスペースの中で観覧するため、会場では、皆様がお互いに配慮しあうことが必要です。本市としましても、来場者同士の「思いやり」の気持ちが、楽しいイベントにつながっていくものと考えております。

そこで、市民の皆様がこのような「思いやり」の気持ちを育てていただくため、本市では、人権意識の向上に関する各種講演会・研修会の開催や、広報紙による啓発などを行っております。

今後とも、人権意識向上のため、人権啓発・人権教育事業に積極的に取り組んでまいります。

(平成27年10月13日：人権・男女共同参画推進課)

4. 同性パートナーシップ条例について（結果：調査・検討）

□私には同性の恋人がいます。いわゆるLGBT*、同性愛者です。現在、他自治体で同性パートナーシップ協定が認められたり、検討されたりしていることはご存知でしょうか。同性婚は認められていませんが、夫婦と同等の権利をLGBTパートナーに与えるものです。越谷市でも同性パートナーシップ協定の検討を求めることはできないのでしょうか。

※LGBT 女性同性愛者(Lesbian レズビアン)、男性同性愛者(Gay ゲイ)、両性愛者(Bisexual バイセクシャル)、性同一性障害等の心と体の性が一致しない者(Transgender トランスジェンダー)の人々をさす言葉で、英語の頭文字を並べた略語。

■性に関する差別や偏見をなくし、同性愛者などの性的少数者の方々がいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、いわゆる「同性パートナーシップ条例」や「性の多様性を尊重する都市宣言」などを制定する自治体があることにつきましては、本市としても承知いたしております。

これらの制定の動きについては、性別のほか、国籍や障がいの有無などによって差別されることのない、多様な個人を尊重し合う社会の実現をめざした取組であると認識しており、本市におきま

しても、「人間尊重」をまちづくりの基本理念に据え、さまざまな分野で、人間尊重の視点に立った取組を推進しているところでございます。

このたび、同性パートナーシップ条例などの制定についてご意見をいただきましたが、このことについて、本市では、まず、性的少数者の方々に対する正しい理解を市民の皆さんに深めていただくことが重要であると考えております。

差別や偏見は、無知と無理解から生まれるといわれています。そのため、相手を思いやる人権意識の高揚や、正しい人権感覚を身につける人権教育を推進する中で、市民の皆さんに、性的少数者の方々に対する理解を深めてもらうための取組を進めてまいります。

同性パートナーシップ条例などの制定につきましては、このような取組を進めたうえで、国などの動向を踏まえながら調査研究してまいります。

(平成27年11月16日：人権・男女共同参画推進課)

2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

5. 市立病院耳鼻咽喉科の外来診療について（結果：実施）

□市立病院の耳鼻咽喉科は常勤の医師がいないため、不便な思いをしています。常勤医師の目途はいつですか。また、休診日について、広報などで詳しく案内していますか。

■市立病院の医師は、順天堂大学より派遣されておりますが、現在、耳鼻咽喉科は常勤医師の不在により非常勤医師が交代で診療を行っており、診察日が限られ、入院もお受けできない状況でございます。そのため、1日も早く通常の診療を再開するべく、順天堂大学に対し常勤医師の派遣をお願いしております。このほか、「自治体病院協議会」や「埼玉県総合医局機構」が行っている医師派遣事業に対して求人の申込みをするなど、積極的に医師を確保すべく努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、休診のご案内や外来の担当医表につきましては、市立病院のホームページでお知らせするとともに、院内で配布しております広報紙「市立病院だより・ほほえみ」にも直近の外来担当医表を掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。（平成27年6月2日：市立病院）

6. 救急体制について（結果：その他）

□先日、祖母が家の中で転倒し、右手首を骨折して、救急車を呼びました。すぐに来てはくれましたが、その後30分以上も受入れ先の病院を探す状態でした。難しいかもしれませんが、もう少しスピーディに病院の受入れができるようになることを願っています。

■救急隊がけが人や急病人を病院等へ搬送するまでの時間には、さまざまな要因が影響します。

近年では、高齢化が進み、疾病構造も多様化しております。越谷市においても救急需要は年々増加しており、市で保有する8台の救急車がすべて出払ってしまうこともあります。また、近くの医療機関がすでに受け入れた救急患者の処置中で、新たに受入れができない場合には、遠方の医療機関への搬送を余儀なくされることもあります。

一方で、専門病院指向や大病院指向といった救急医療に求める社会のニーズも高く、医療機関側も、医師が専門外であるため、受入れができないこともあります。そのため、救急隊が何件も受入れ照会の電話をかけ、搬送先が決まるまでに時間がかかってしまうこともたびたびあります。

また、病気やけがの状態によっても、対応できる病院が限られてしまい、医療機関の決定までに時間がかかってしまうこともあります。特に夜間や休日においては、その傾向は顕著になります。

市内の救急医療体制としては、救急車で搬送される傷病者に対して医療を行う救急告示医療機関が平成27年8月現在で6か所あり、24時間体制で診療にあたっています。さらに、医療機関が休診となる祝日や年末年始における休日当番医制や、年間を通して夜間の急病の際に診療を行う越谷市夜間急患診療所の設置など、市民の初期救急医療の確保に努めております。

また、休日・夜間における第二次救急医療体制(入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療体制)の整備として、越谷市をはじめ近隣の6市1町の15医療機関により病院群輪番制病院運営事業を、5医療機関により小児救急医療支援事業を実施しております。

加えて、市内においては、第二次救急医療機関では対応困難な重篤な救急患者に対する第三次救急医療体制として、獨協医科大学越谷病院に救命救急センターが設置されており、初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制の整備に努めております。

今後とも、市民の皆様の不安を少しでも軽減し、誰もが安心して受診ができるよう、市内の医療機関等との連携を深めながら救急医療の改善に努めてまいります。

(平成27年8月24日:地域医療課)

7. 一時保育について (結果: 調査・検討)

□保育所に入所できず、週2回一時保育を利用しています。最近越谷市に引っ越してきたのですが、周りの市は保育料に上限があり、保育所に入所出来なくても一時保育で安価に預けることができるのですが、越谷市の一時保育は民間の保育施設だけで、上限もなく、働いてもほとんどもっていかれます。改善はできないのでしょうか。

■越谷市では、市民の皆様にお近くの施設を利用していただけるように、市内各地域への配置バランスを考慮して保育サービスの整備を行っております。平成27年5月1日現在、市内13か所で一時預かり保育を実施しており、そのうち、「おひさまの子」(増林保育所内)、「にこにこ」(新方保育所内)、「ぼかぼか」(荻島保育所内)の3か所については、公立保育所内にある公立の子育て支援センターとして一時預かりを行っているところです。

また、本市の一時預かり保育の利用料金は、一部の施設を除き1時間500円となっており、この料金の設定につきましては、実費徴収金として、利用時間に応じたご負担をいただいております。

今回ご意見いただきました一時預かり保育における利用料金の上限設定につきましては、今後、

他市の事例や現在の利用状況を精査するなどして、調査・研究してまいりたいと考えております。

(平成27年6月9日:子ども育成課)

8. 子育てについて (結果:その他)

□3歳になったばかりの息子の母です。1人目の子どもで、夫は朝早く出て終電で帰宅するため、毎日ほぼ1人で子育てしています。越谷市は子育てしにくいと思います。子どもが泣いたら迷惑な目で見られ、バスでは子どもが立っていても知らんぷりです。しまいには、子どもが道端で大泣きしている際に、高齢者に「うるさい!」と怒鳴られました。

■毎日ほぼ一人で育児に取り組んでいらっしゃるとのこと、さまざまなお悩みやご苦労があらわることとお察しいたします。このたびは、周囲の方々の理解不足により不快な思いをされたとのこと、大変心苦しく思っております。

子育てに悩みはつきものであり、その一助になればと、本市でも子育て支援に取り組んでいるところでございます。ご参考になればと存じますので、次にご紹介させていただきます。

本市では、子育て中の親子同士の交流や相談を行うことができる「子育てサロン」を市内6か所で、また、リフレッシュのための一時預かりなども行う「地域子育て支援センター」を市内14か所で実施しております。

このほかにもさまざまなサービスを行っておりますが、詳しくは、市の子育て情報専門サイト「こしがや子育てネット」をご覧ください。子育て支援課までお問い合わせいただければと存じます。

また、市民ボランティアによる記事が中心のサイト「こしがや子育てクワイエ」において、託児付きの店舗や、子育て中の母親がリフレッシュできるスポットなど、市の事業以外にもさまざまな情報を発信しておりますので、ぜひご活用ください。(平成27年6月16日:子育て支援課)

9. 学童保育の夏季給食費納付方法について (結果:実施困難)

□学童保育の納付方法が銀行窓口振込のみというのは、いかがなものでしょうか。他の納付(国民健康保険等)はコンビニ払いや口座引落とし等の方法があり、学校給食費については現金徴収です。学童保育の夏季給食費も、せめて現金徴収にしてください。

■学童保育室の給食につきましては、子育て支援と児童への安全な食事の提供を目的に、夏休み期間中のみ実施しております。

この給食費のお支払いにつきましては、次のような理由により、金融機関での窓口納付のみとさせていただきます。

まず、当市の会計規則において、口座振替で対応できる費用は「継続的に納入する歳入」と規定されており、夏休み期間のみ生じる費用については、対象とならないということがございます。

また、コンビニ等におけるお支払いにつきましても、地方自治法に規定される「民間企業による代行徴収が可能な種別の費用」に該当しないことから、対応することが難しい状況にあります。

さらに、学童保育室における給食費の現金納付についても、一人ひとり請求額が異なることなどから、指導員の業務の中で取り扱うことが困難な状況がございます。

以上のことから、学童保育室の給食費のお支払いにつきましては、金融機関での窓口払いのみとさせていただいており、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。
(平成27年8月10日：青少年課)

10. 選挙の投票所について (結果：調査・検討)

□車椅子の方の介助で投票所に行きましたが、段差があり(2～3段)、しかも車椅子ごと持ち上げるので、職員4人もの手を借りました。会場によって違うようですが、バリアフリーとは程遠いです。

■ご意見をいただいた投票所の段差につきましては、選挙人の方々から何度かご指摘をいただいておりますが、施設の状況によりスロープ等の設置が困難であること、また、周囲に投票所に適した公共施設等がないことなどから、障がいのある方やご高齢の方にご迷惑をおかけしている状況です。

投票事務に従事する者には、体の不自由な方の介助を積極的に行うように説明会等で周知をしておりますが、改めて、体の不自由な方への適切な対応を徹底してまいります。

なお、越谷市役所において選挙期日の前に開設している期日前投票所につきましては、入り口の前まで車で乗り入れができるようになっており、段差等も解消されておりますので、参考としてご案内させていただきます。

今後も、障がいのある方やご高齢の方にも投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

(平成27年5月19日：選挙管理委員会事務局)

11. 後期高齢者医療宿泊助成について (結果：調査・検討)

□後期高齢者医療制度に加入していると保養所の宿泊費の助成を受けられますが、持病がある人や経済的に困っている人は、旅行に行きたくても行けないので、助成を受けられません。経済的にゆとりがある人だけが助成を受けるのは、不公平ではないでしょうか。市の財政も厳しい状況と聞いているので、廃止を考えてはいかがかと思えます。

■保養所宿泊助成事業につきましては、後期高齢者医療制度に加入する者が、利用契約を締結した保養施設に宿泊した場合、その費用の一部を助成することで健康の保持増進を図ることを目的に実施しております。

この事業は、後期高齢者医療制度が実施される平成19年度以前は、国民健康保険の助成事業として国民健康保険加入者を対象としておりました。しかしながら、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、国民健康保険を脱退し後期高齢者医療制度に加入となった方が助成対象外になりました。そのため、多くの後期高齢者医療制度加入者から事業継続のご要

望が寄せられることとなり、検討を重ねた結果、平成21年度より後期高齢者医療制度加入者を対象とした事業を開始する運びとなりました。

ご指摘いただきましたとおり、病気で寝たきりの方などは外出できないことから、この事業の助成を受けることは困難かもしれませんが、一方でそうした方々が対象となる介護保険事業等を展開しております。また、経済的に困難な方々に対しましても保険料の軽減措置等を行うことで、全体をとおして公平・公正に市民サービスを提供できるよう努めております。

したがって、当該事業を廃止することは、現時点において考えておりませんが、健康の保持増進を図る目的の保健事業のあり方は、時代とともに変化していくものであることから、固定観念にとらわれず、広く市民の皆様からのご意見を伺う中で、さらに公平・公正な市民サービスが提供できるよう努めてまいります。
(平成27年11月11日：国民健康保険課)

12. ひのき荘の囲碁道具について (結果：実施困難)

□老人福祉センターひのき荘を利用していますが、ひのき荘の碁石は、プラスチック製で軽く、気持ちよく打つことができません。

■ひのき荘は、市内4番目の老人福祉センターとして、平成27年12月1日に供用を開始いたしました。ひのき荘の整備にあたっては、これまでの3館においてご好評をいただいている囲碁や将棋をさらに多くの方に楽しんでいただくため、老人福祉センターとして初めて「囲碁・将棋室」という部屋を設けました。最大60名(30組)が同時に利用することができ、黒板灯(黒板を照らす照明)を設置するなど、大会の開催も想定したつくりとなっております。また、囲碁・将棋道具どちらも30組ずつを用意しており、利用したい方が常に利用できるような環境を整えております。

その中で、碁笥・碁石については、現在一般に多く普及しているプラスチック製のものを採用いたしました。ひのき荘以外の3館の状況を見ると、碁石や将棋駒の紛失、割れや欠けなどの破損が生じた場合、その都度補充している状況がございます。さらに、補充品が不足する場合には、道具がなく、利用したい方が利用できない状況も発生しております。

そうした状況を踏まえ、今回のひのき荘につきましては、「破損しないこと」、そして、「すぐ補充ができること」という観点から、耐久性が高く、市内でも多くの商店等で取り扱いのあるプラスチック製の碁笥・碁石としたところです。

なお、施設の準備品以外にも、ご自身の使い慣れた道具を持参いただいても結構ですので、引き続きひのき荘をご利用いただければと存じます。
(平成27年12月28日：福祉推進課)

3. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

13. 越谷市の都市計画、用途地域などについて（結果：調査・検討）

□神明町に実家があり、両親が住んでいます。市の東側は著しい発展を遂げている反面、我が家のある北西側エリアは、商業施設が全く増えません。その理由は、用途地域の制限により、新たな店舗が増えないからだと思います。せめて幹線道路沿いの用途地域はそろそろ変更しても良い頃ではないでしょうか。

■本市は、日光街道沿いに市街地が形成され、東武鉄道伊勢崎線やJR武蔵野線の利便性の向上と共に、鉄道駅を中心に市街地が発展してまいりました。そのため、こうした都市構造を踏まえ、計画的に市街化を図る「市街化区域」を鉄道駅の周縁に、市街化を抑制し良好な農地等の保全に資する土地利用を図る「市街化調整区域」を「市街化区域」の周縁に定めております。

神明町につきましては、国道4号バイパスより西側は、優良な一団の農地が広がっていることから「市街化調整区域」とし、原則的に建築行為を制限しております。また、国道4号バイパスより東側につきましては、低層な住宅地に係る良好な住居の環境を保護するため「市街化区域」とし、用途地域を「第一種低層住居専用地域」と定めております。

用途地域では、将来あるべき地域の姿へ誘導すべく、市街化区域内において、建築可能な建築物や規模等について規制が行われており、前述の「第一種低層住居専用地域」は、低層住宅の良好な住環境を保護するため、単独の店舗等が立地できない区域となっております。

宮子通りなどの幹線道路沿いの用途地域の変更につきましては、局地的な視点に留まらず、都市機能の配置や密度など、都市全体を見渡し、慎重かつ総合的な判断を行う必要があります。今後、幹線道路等の都市基盤の整備に関連する見直しや、超高齢社会に向けた都市生活に必要なサービス機能の誘導を図る場合など、土地利用の動向や社会経済状況の変化を見極めつつ、適切な時期に、その変更の必要性を検討してまいりたいと存じます。

本市におきましても、近い将来に、人口減少社会が到来すると予想されております。今後につきましては、国においても「コンパクト＋ネットワーク」の考え方が示されているように、駅周辺に集積した商業・業務施設などの既存の都市機能を活かすとともに、公共交通機関などのネットワークの充実と合わせ、コンパクトなまちづくりを推進してまいります。（平成27年12月4日：都市計画課）

14. 総合公園横の公園について（結果：その他）

□保育園で働いており、子どもたちを連れて総合体育館横の公園までよく散歩に行きます。池周辺はとてもきれいに整備されているものの、体育館裏に近い、少し地面が低くなった場所は荒れ放題で、池は枯れ葉で沼のようになっているのを見て、いつも残念に思います。子どもたちが楽しめるような施設か広場などを整備していただくことを願います。

■ご意見をいただいた公園を含む「越谷総合公園」は、総合体育館、市民球場、テニスコート、多目的運動場を備える越谷市で唯一の運動公園であり、完成後25年を経過しております。近隣には越谷いちごタウンや農産物直売所などの施設が整備され、週末などは家族連れなどで賑わう、市民の皆様の憩いの場となっております。

ご意見をいただいた越谷総合公園内北側の池につきましては、人の手を介さない、野生生物の生息できる自然環境の復元を目的としており、ご指摘のとおり、池内は葦の枯れ草などが点在した状態で管理をしております。

また、池外周の遊歩道については、年3回の草刈りを実施しておりますが、現地を確認したところ、池内の枯れ草が遊歩道に向かって倒れこんでいる箇所がところどころ見受けられました。そのため、遊歩道に影響を及ぼすような池内の枯れ草については、適宜、刈取りを行ってまいります。

今後とも、市民の皆様が安全で安心して公園を利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。
(平成27年5月19日：公園緑地課、スポーツ振興課)

15. 元荒川沿いの遊歩道の設置について (結果：調査・検討)

□健康の維持・増進のため、毎日散歩をしています。国道4号バイパスから越谷梅林公園までの元荒川沿いの遊歩道の設置をお願いします。

■本市は、昔から「水郷こしがや」と呼ばれてきたように、西に綾瀬川、中央に元荒川、東に大落古利根川が流れているほか、多くの河川や用排水路が流れており、これらの河川等は、本市を特徴づける重要な緑の要素となっております。そのため、本市では、平成11年3月に策定した「緑の基本計画」の中で、これらの河川等を、水と緑のネットワークの形成を図る緑地軸として位置づけ、市民の皆様の健康づくりやレクリエーションの促進、また、災害時の避難路として利用できるよう、河川等の余剰地を利用し、緑道(遊歩道)の整備を進めております。

元荒川につきましては、重要な緑地軸として位置づけるとともに、全長約 21.4キロメートルを元荒川緑道として計画しており、現在、約15.5キロメートルの整備が完了し、市民の皆様にご利用いただいております。

ご要望をいただいた国道4号バイパスから越谷梅林公園までの緑道(遊歩道)の整備につきましては、現状の元荒川堤防が道路として利用されているため、堤防の天端を緑道(遊歩道)として整備することは困難な状況でございます。

一方で、元荒川の河道内での緑道(遊歩道)整備についても検討いたしましたが、河道内の敷地には、民有地や排水施設があること、また、大雨時の増水対策が必要となることなど、諸課題が山積しており、今後、十分な調査・検討が必要になると考えております。

そこで、当該箇所の道路に歩道を設置することについて、道路管理者である埼玉県に確認したところ、「埼玉県でも現地について把握しているものの、現状の中では用地確保等が困難であり、歩道の設置は難しいことから、今後、安全対策として、路面にグリーンの通行帯の設置を検討する」とのことございました。

今回ご要望いただいた箇所を含めまして、市内には緑道の未整備箇所が数多く残っている状

況にあることから、本市といたしましては、今後、地元自治会等からの要望、利用状況、各路線の整備状況及び連続性の確保などを総合的に勘案し、全市的な緑道整備計画の中で河川管理者等と調整を図りながら、調査・検討してまいります。（平成27年12月1日：公園緑地課）

16. 公園の注意看板について（結果：実施）

□自宅前の公園で近所の中学生在が毎日ボール遊びをして騒いでおり、迷惑しています。そもそも、市内の主な公園は、原則ボール遊び禁止のはずですが、この公園には、禁止事項が書かれた注意看板が設置されていません。早急に注意看板の設置をお願いします。

■公園は、憩いの場、日常的なレクリエーションやコミュニティの場として、子どもからお年寄りまで、幅広い年代の方々にご利用いただいております。

ご意見をいただいた公園内でのボール遊びにつきましては、他の利用者の危険を招く恐れがあることなどから、原則禁止としておりますが、サッカー等をしているという通報や、公園に隣接してお住まいの方から、家屋にボールがぶつかった、ボール遊び等による騒音で気持ちが休まらないなどの苦情が寄せられることがあり、市でもその対応に苦慮している状況でございます。

このたびのお手紙を受けまして、現地調査とパトロールを行いました。ご指摘のとおり、ボール遊び禁止の看板がない状態となっております。大変申し訳ございませんでした。

そのため、公園外周のフェンスに簡易型の看板を4枚、さらに、公園外側に向けて2枚と、合計6枚の注意看板を設置しました。また、近隣の中学校に連絡し、生徒に対して、公園内でのボール遊び禁止についての注意喚起と周知をお願いいたしました。

今後につきましては、当該公園周辺に赴いた際にはパトロールなどを実施するとともに、看板設置による注意喚起や、広報紙等によるマナー向上の啓発に努めてまいります。

（平成28年1月4日：公園緑地課）

17. 葛西用水沿いの遊歩道について（結果：実施）

□最近、早朝のウォーキングを始めたのですが、先日、中央市民会館前の遊歩道の凹みに足を取られて、捻挫してしまいました。今では治って、またウォーキングをしていますが、凹んだ部分が多数見受けられ、危険なので、補修をお願いしたいと思います。

■このたび、葛西用水沿いの遊歩道の舗装路面に生じた凹凸によりお怪我をされたとお聞きし、心からお見舞いを申し上げます。

中央市民会館前から始まる葛西用水沿いの遊歩道につきましては、「葛西親水緑道」と称して本市が管理しており、市民の皆様へ、葛西用水沿いの水と緑で形成された自然景観を眺めながら散歩やウォーキング等を楽しんでいただけるよう、中央市民会館前からしらこぼと橋までの区間の路面を、インターロッキングブロック等により舗装しております。

ご意見をいただいた緑道の舗装路面に生じた凹凸につきましては、経年の地盤の変化や、樹

木の根の盛り上がり等の影響によるもので、通年のパトロール等を実施しながら、随時、必要に応じて補修を行っております。

本市といたしましては、現在のところ、中央市民会館前からしらこぼと橋までの遊歩道の路面舗装改修工事は計画しておりませんが、今後もパトロール等を実施しながら、市民の皆様に、安全に安心して緑道をご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

(平成28年1月18日:公園緑地課)

18. 大砂橋に繋がる道路（砂原側）の新設について （結果：調査・検討）

□大砂橋の砂原側の道路を真っ直ぐ通行できるように、道路を作ってほしいです。普段から混雑しています。新しく大型店舗もでき、さらに渋滞が発生して、事故が多発する可能性があるだけでなく、消防署から出動しにくくなってしまいうことも考えられます。早急に対応願います。

■ご指摘いただいた箇所は、都市計画道路「健康福祉村大袋線」と県道「越谷岩槻線」の交差点かと存じます。

当該交差点につきましては、地元自治会からも渋滞解消についての要望をいただいております。現地調査も踏まえ、市としても十分に状況を認識しております。

朝夕の交通量が集中する時間帯に、当該交差点において調査を行ったところ、大砂橋南側交差点を先頭に、国道4号線方面へ、朝は約200メートル、夕方約400メートルの交通渋滞が発生しておりました。

調査結果から、当該交差点が変則的な交差点であり、さらに、国道4号線から西大袋土地地区画整理地内や千間台西方面へ向かう右折車両が非常に多いことに加え、右折帯などが確保されていないことが渋滞の原因であると考えております。

このため、当面の改善策として、渋滞解消に向けての警察協議を行い、国道4号線から県道「越谷岩槻線」の岩槻方面へ向かう青信号の時間を延長し、右折時間を確保する対策を行っております。

また、さらなる渋滞解消策として、道路管理者である埼玉県に対し、県道「越谷岩槻線」の交差点改良案を作成し、右折帯の設置について働きかけております。

今後につきましても、大砂橋付近の大型店舗出店による交通渋滞も予想されることから、関係機関と連携を図り、交通渋滞の軽減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、都市計画道路「健康福祉村大袋線」の当該交差点から南側への延伸につきましては、他の都市計画道路や西大袋土地地区画整理事業の進捗状況等を考慮しながら、検討を行ってまいります。

(平成27年10月13日:道路建設課)

4. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

19. 外来生物回収ボックスについて （結果：実施困難）

□越谷市内で外来生物を多数見かけ、釣り上げます。僕は、昨年の夏休みに釣りをしていたところ、ミシシippアカミミガメに噛まれてしまいました。外来生物の回収ボックスの設置をお願いします。

■若い世代のみなさんが越谷で生き物や自然に触れ、自然環境に気を配っていただいていることを知り、大変うれしく思います。

ブラックバスやブルーギル、ミシシippアカミミガメなどの外来生物は、越谷市内でも多く見られています。昨年に市内の河川で行った水生生物調査でも、古利根川でブルーギル、新方川でアメリカナマズが確認されています。また、9月に大吉調節池で実施したミシシippアカミミガメの生息調査では、捕獲器により数匹を捕獲し、駆除を行いました。

お手紙にあるとおり、外来生物は、人に被害を及ぼすだけでなく、生態系や農林水産物へも影響があるため、問題となっています。ご提案のあった回収ボックスの設置は、外来生物を駆除する方法の一つですが、費用の面や管理上の問題もあり、越谷市では、どのような方法が良いのか調べている段階です。現在、市では、河川の水生生物の調査を毎年行い、その結果を環境イベントや出前授業などでお知らせし、みなさんに、外来生物を捨てたり、ほかの場所に広げたりしないように注意するようお願いしています。

なお、あわせて、外来生物に関するリーフレットをお送りしますので、外来生物の研究や、被害の予防などに活用していただければ幸いです。（平成27年5月8日：環境政策課）

20. 喫煙マナーとルールについて （結果：調査・検討）

□市内どこを見ても喫煙に対するマナーがなっていないと感じます。喫煙が悪いとは思いませんが、吸殻や副流煙がそこらじゅうにあるのは、良いことではありません。近所のおじさんに、自宅の周りを散歩しているときの歩きタバコを控えてほしいと話したら、「吸うのは自分の勝手だ」と言われたことがあります。とても不快でした。

■たばこの喫煙につきましては、ご指摘いただいたとおり、歩行喫煙だけでなく、混雑している公共の場所での喫煙や、たばこのポイ捨てなど、ルールを無視した行為が見受けられます。基本的には公共の場所を利用する人のモラルの問題ではありますが、大変残念なことと考えております。

今回、ご近所の方に喫煙マナーについて注意していただいたように、市民の皆様一人ひとりがお互いのマナーに気を付け合うことが、市全体の喫煙マナーの向上に繋がることと思います。このたびの行動に対し、深くお礼を申し上げます。

本市の路上喫煙に対する取り組みとしましては、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防

止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定するとともに、通勤や通学等で往来の激しいJR武蔵野線南越谷駅と東武伊勢崎線新越谷駅周辺を、指定喫煙場所以外での喫煙を禁止する「路上喫煙禁止区域」に指定し、路上喫煙の防止に努めております。

また、喫煙マナー向上のための呼びかけにつきましても、「広報こしがや」季刊版においてルール・マナーの特集を組むなど、広報紙やホームページなどを通じて行っているところです。

本市としましては、市民の皆様の喫煙マナー向上に向け、より一層の啓発活動に努めてまいります。
(平成27年6月29日:リサイクルプラザ)

21. 市内のカラスの繁殖防止について (結果:調査・検討)

□市の広報などに、ゴミ置き場にネットをかぶせるなど、カラス対策の記事が載っていますが、市役所では積極的にカラスの駆除や繁殖防止の作業を行っているのでしょうか。都内では、ネットで捕獲などを行っていると聞きました。特にカラスが多くいる場所、例えば久伊豆神社周辺などで重点的に捕獲して、少しでもカラスを減らしてほしいと思います。

■カラスにつきましては、ゴミ収集場所の生ゴミの散乱行為のほか、フンによる害や、鳴き声による騒音、繁殖時期の人への威嚇などの被害が寄せられており、対応に苦慮しているところがございます。

市では、まず、収集場所のゴミがカラスのエサの供給源とならないように、ゴミ出しや正しいネットの設置等について、皆様をお願いしているところです。

また、カラスの生息数の把握のため、市内の環境保全団体と協力し、市内外から集まり、久伊豆神社周辺をねぐらとしているカラスの個体数調査を、平成13年から継続しております。調査の結果から、毎年の変動はあるものの、大幅な増加は見られていない状況です。

捕獲等につきましては、公共施設や街路樹等に巣がかけられている場合は、カラスによる施設利用者や通行者への威嚇等を防止するため、巣の撤去を行っております。また、久伊豆神社周辺において、タカによるカラスの追い払いや、わなの設置などを試験的に行っているところです。

本格的な捕獲につきましては、他自治体での捕獲事業がカラスの生息数の大幅な減少に至っていない状況や、費用対効果の面、さらには、いきものの生命の尊重の観点なども踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

本市としましては、次世代のために豊かな自然環境を保存するとともに、市民の皆様が安全で快適な生活を送ることができるよう努めてまいります。
(平成27年7月15日:環境政策課)

22. 夜間の花火禁止について （結果：調査・検討）

□深夜まで、個人で集まって花火をしている集団があります。近隣住民の迷惑になり、さらに、青少年であった場合、彼らの安全のためにもなりません。すでに多くの市で、夜間花火禁止条例が作られています。住環境改善や青少年保護の点からも、越谷市でも制定していただけるよう要望します。

■夜間の騒音は、市民の皆様の生活環境に大きな影響を与えていると存じます。

本市では、夜間花火規制条例はございませんが、公園につきましては、越谷市都市公園条例により、花火を行うなどの火気を使用する行為が火災の原因や近隣住民の迷惑となることなどから、花火を含めた火気全般の使用を許可しておりません。

また、埼玉県生活環境保全条例において、何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時)においては、住宅の集合している地域、集合住宅内又は道路その他公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならないとされております。

さらに、埼玉県道路交通法施行細則では、みだりに爆竹、その他これに類する物を道路において使用することを禁止しております。

条例を制定している他市では、市域に若者が集まる海岸や広い河川敷が存在するなど、地域特有の事情もあるようでございます。このようなことから、本市におきましては、現行の条例等の規定を運用していく中で、花火等に係る近隣への迷惑行為に対し、適切に対応してまいります。

(平成27年9月25日：環境政策課、公園緑地課)

23. 高齢者の運転免許の返納について （結果：関係機関）

□最近、高齢者の運転による自動車事故が増えています。そこで、運転免許の返納を進めていると思いますが、これには何かメリットをつけたら返納するドライバーが増えると思います。ぜひ当市でも割引タクシー券を出せるよう計らってください。

■ご提案いただきました「高齢者運転免許証返納を促す割引タクシー券」につきましては、加齢による身体機能の衰え、運転動作の遅れや見落としなどによる高齢者の交通事故を未然に防ぐため、自主的に免許証を返納する免許証返納制度が実施されており、越谷警察署管内の免許自主返納者は、ここ数年増加傾向にあると伺っております。

また、この自主返納を促進する制度として、現在、埼玉県警察本部が行っている「シルバー・サポーター制度」があります。この制度は、自主返納後、申請をすることにより県公安委員会発行の運転経歴証明書の交付が受けられ、協賛しているデパートや飲食店、タクシー事業所などで、料金や商品の割引サービスなどが受けられる制度となっております。

本市においても割引等のサービスを受けられる店舗がございますが、返納者の交通利便のサポート等も含め、さらなる充実は必要と考えております。今後も越谷警察署と連携を図りながら、より多くの市内事業所等に参加を働きかけ、本制度の利用促進に努めたいと考えております。

また、70歳以上のドライバーには、免許更新時に高齢者講習が義務付けられていますが、75歳以上のドライバーについては、高齢者講習の前に認知機能検査が義務付けられており、その結果によっては、専門医の診断が必要になり、認知症と診断された場合は、免許の取消しを行うなど強制力のある対策も講じられております。

いずれにいたしましても、埼玉県警察本部が推進しております「シルバー・サポーター制度」など高齢運転者の対策が講じられておりますので、本制度の一層の利用促進を図るとともに、関係機関と連携し、高齢者の交通安全講習等を行い、事故防止に努めてまいります。

(平成27年5月27日:くらし安心課)

24. 越谷市の地震の震度について (結果:実施)

□激しい地震の揺れに、すぐテレビをつけて見たところ、近隣の市はすぐに震度が表示されたのに、越谷市は30分後ようやく震度3との表示がされました。あんなに揺れたのに、震度3というのは納得できません。また、一体なぜ越谷だけ震度が出るまで長く時間がかかったのでしょうか。

■本市では、震度計の設置場所や設置方法に関する条件を定めた気象庁の「震度計設置環境基準」に基づき、市役所敷地内に震度計を設置しております。

しかしながら、震度計の設置場所が「震度計設置環境基準」を満たしていても、地震の揺れは地盤や地形などに大きく影響されるため、震源地からの距離がほぼ同じ隣接する市であっても、震度に差が生じることがございます。

埼玉県内の各市町村で計測された震度情報は、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより埼玉県に伝達され、気象庁を通じてただちに発表されます。また、各報道機関においては、気象庁から提供された震度情報に基づき、震度の高い市町村名から順次発表することとなっています。

本市の震度計は一定の基準に基づいて適正に設置されていること、また、震度計の保守管理についても、専門業者により定期的実施されていることから、現状では適切に運用されているものと考えております。

(平成27年6月11日:危機管理課)

5. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

25. レイクタウンを通じた越谷の発信について （結果：その他）

□ますます発展を続ける越谷レイクタウンですが、「越谷ならでは」というものを欠いているように思います。せっかく湖があるのですから、もっとそれを生かしてみたいかがででしょうか。京都や東京ディズニーランドを上回る年間来場者数を誇るレイクタウンの名所が、商業施設だけというのはもったいない気がします。

■越谷レイクタウンは、治水と“まちづくり”の融合による広大な親水空間を有しており、水辺という資源を最大限に活用できるという利点をもっております。また、日本最大級の規模と集客力を誇る大型ショッピングモールがあり、年間約5千万人の来訪者数は、交流人口を観光資源という視点で捉えた場合、大きな強みであると認識しております。

越谷レイクタウン周辺での賑わいづくりにつきましては、関係団体で組織する実行委員会と連携を図り、「防災ウィーク」、「エコウィーク」などの事業を実施しております。

また、8月7日から16日までの期間で実施する「ウォーターファンタジア」は、今年で5年目を迎え、大規模でファンタジックな音楽噴水ショーとして、越谷レイクタウンの夏の風物詩とも言えるイベントに成長しております。特に今年は地域の夏祭りとの同時開催とし、小学生向けの日帰りキャンプや、市の特産物を使用したフードブースの出店など、メニューの充実を図っております。

さらに、越谷レイクタウン地内にある水辺のまちづくり館には、一般社団法人越谷市観光協会が事務所を置き、市内観光情報を発信するとともに、観光イベントを企画・運営するなど観光事業を展開しております。

現在、越谷レイクタウン駅周辺にシンボリックなモノを設置し名所とする予定はございませんが、今後も、越谷レイクタウンを重要な観光資源として位置づけ、観光や物産をはじめとする越谷市の魅力を発信するとともに、既存の観光事業の充実や新たな観光コンテンツの作成に取り組んでまいります。
(平成27年7月21日：観光課)

26. プレミアム付商品券について （結果：調査・検討）

□さいたま市では、子どもが3人以上いる家庭に優先して、プレミアム商品券を配布しているそうです。越谷市も来年は見習ってほしいです。

■「プレミアム付商品券」につきましては、越谷市商工会及び越谷市商店会連合会が、市内消費の拡大と地域経済の活性化を目的に実施しております。本市では、国交付金と埼玉県補助金等を活用し、発行総額13億円のうち、プレミアムの3億円分と事業実施に係る事務経費等について、補助金を交付しております。

事業実施にあたりましては、実施主体である商工会及び商店会連合会と本市とで「商品券発行

事業委員会」を組織し、国交付金の主な目的である消費喚起等の経済効果を最優先に、商品券の販売方法や販売対象、限度額等について、協議・決定いたしました。

こうしたことから、今回、本市では、ご意見をいただきました多子世帯等への優先販売については実施いたしませんでしたが、近隣市ではさいたま市のほか、三郷市や吉川市、春日部市などが実施しております。

プレミアム付商品券発行事業については、財政的な負担も大きく、継続した実施は難しいものと考えますが、多子世帯等への優先販売などの配慮は、本市における子育て支援の充実にもつながるものでございます。このたびいただいた貴重なご意見につきましては、今後、ほかの産業施策を推進していくにあたっての参考とさせていただきます。（平成27年9月11日：産業支援課）

27. 越谷レイクタウン周辺への宿泊施設建設について（結果：調査・検討）

□越谷レイクタウン周辺に、宿泊施設をぜひ造って下さい。

■レイクタウン周辺への宿泊施設建設のご要望についてですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を背景に、現在、訪日外国人観光客は年々増加しております。これらの訪日外国人観光客への需要に加えて、企業などの商談や会議、研修などの出張による需要増もあり、都内および首都圏におけるホテルなどの宿泊施設の不足が指摘されている状況がございます。

また、ホテルなどの宿泊施設につきましては、周辺の観光施設や商業施設など、広範な分野に経済波及効果をもたらし、地域の活性化に繋がると言われております。

越谷レイクタウンには、年間5,000万人を越える交流人口があり、多くの方々に訪れていただいております。また、市内には、名所・旧跡をはじめ、南越谷阿波踊りなどの四季折々のイベント、水と緑の豊かな水辺空間、伝統的地場産業などの魅力ある観光資源が数多くございます。加えて、首都近郊にあり、浅草や日光、さらには、東京ディズニーリゾートなどへのアクセスの良さも、大きな強みとなっております。

このような状況から、本市でも、多くの観光客の方々にご宿泊いただけるホテルなどの施設の必要性は高く、越谷レイクタウン周辺は、有力な候補地の一つと考えております。今後もあらゆる機会を通じて民間企業等にアプローチし、実現に向け取り組んでまいります。

（平成28年2月9日：観光課）

28. 市民農園の利用時間の決定及び閉鎖について（結果：実施困難）

□市民農園に隣接した土地に住んでいる者です。利用者が入園してくると、騒音や路上駐車等で嫌な思いすることが多いです。ルールを守れない利用者が多いため、市民農園の閉鎖や規則・体制の大規模な変更を要望します。

■現在、越谷市の市民農園は、14か所、401区画あり、土地所有者から越谷市が土地を借り受け、市民の皆様へ、1区画最長5年間（1年毎に更新）の貸出を行っているものでございます。

毎年、広報こしがや1月号で、次年度4月からの新規利用者を募集し、応募者多数の場合は抽選で利用者を決定しており、新規利用者には、利用開始前に講習会を開催して「市民農園貸付条件」の説明を行うとともに、「貸付条件を遵守する」という誓約書の提出をいただいております。また、継続利用者につきましても、毎年行う利用継続確認の通知の際に、貸付条件を遵守するよう周知しております。

このたびご指摘をいただきました、市民農園での作業時に出る音や、路上駐車等の貸付条件違反につきましては、市民農園利用者に貸付条件を徹底するよう通知を行うとともに、園内3か所に看板を設置し、注意喚起を行っているところでございます。また、不定期ではございますが、貸付条件違反がないかの状況確認のため、担当職員による巡回も実施しております。

今後につきましては、ご希望があれば、担当職員が直接お宅を訪問し、ご説明させていただきますので、環境経済部農業振興課までご連絡をいただければと思います。

これからも引き続き、市民農園利用者に対し、「市民農園貸付条件」の遵守について、周知徹底を行ってまいります。
(平成27年12月4日：農業振興課)

6. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

29. 大袋中学校特別支援クラス設置の希望について (結果：調査・検討)

大袋中学校に、しえんクラスを作ってほしいです。友だちとわかれたくないです。
(母) よろしく願いいたします。

■お手紙ありがとうございました。

お友達と毎日楽しく生活していることが、とてもよくわかりました。中学校にしえんクラスをつくることについては、おうちの方におへんじします。

中学生になるまでには、まだ3年ありますね。クラスのお友達となかよく、そして勉強もがんばって、すてきな中学生になってくださいね。おうえんしています。

(お母様へ)

特別支援学級の設置につきましては、国や県の動向を踏まえ、全ての児童生徒が地域の学校で教育を受けることや、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かな指導を受けることなどの効果を総合的に検討しながら、計画的に進めております。

平成27年度は、平方小学校及び大相模中学校に特別支援学級を新設いたしました。また、すでに特別支援学級が設置してある学校においても、ニーズに応じて新たな学級の増設を進めております。この増設も含めると、近年の新設は毎年3校ペースとなっており、平成27年度は、小学校30校のうち19校に、中学校は15校のうち7校に特別支援学級を設置することとなりました。

設置に際しては、その学校の特別支援学級に入級する児童生徒が複数名存在することや、数

年間継続して充実した学級運営ができること、また、教室環境の整備などが基準となります。今後も、一人ひとりの教育ニーズを確かめながらきめ細かな相談を行い、特別支援学級の適切な設置を目指してまいります。

なお、今後、お子様のご相談につきましては、越谷市教育センターをご活用いただければ幸いです。
(平成27年4月27日:教育センター)

30. 大袋北小の南校舎及びプレハブ校舎の活用について (結果:調査・検討)

□大袋北小学校南校舎の耐震性は、問題ないのでしょうか。校舎自体が古く見えるので心配です。また、プレハブ校舎についてですが、音楽室も家庭科室も既存校舎内にあり、学級数からみてもプレハブ校舎は不要な気がします。用途を見直す時期ではないのでしょうか。

■耐震基準につきましては、昭和53年に発生した宮城県沖地震の経験を踏まえて、昭和56年に建築基準法が改正され、新耐震設計基準が導入されました。

大袋北小学校の南校舎は、この新耐震設計基準に基づいて昭和57年に設計されていることから、耐震性がある建物となっております。また、1階部分の鉄の棒は、建設当初に掲示板を取り付けるために設置したものであり、建物を支える構造体ではないことから、耐震性に影響ありません。

なお、越谷市立小・中学校の校舎と屋内運動場につきましては、平成24年度の耐震補強工事をもって、全て耐震性のある建物となっております。

次に、仮設教室につきましては、児童数の急増に伴い、平成17年に1階理科室と2階音楽室をリース物件として契約を行い、現在に至ります。

現在の大袋北小学校は、学級数は減少しておりますが、校舎内の理科室と音楽室には、薬品や楽器などを保管する準備室がないことから、仮設教室をそれぞれ「第1理科室」「第1音楽室」として配置し、使用しております。

今後、普通教室や音楽室へのエアコン設置に併せ、校舎内にある既存教室を利用できるよう、準備室の整備を行ってまいりたいと考えております。なお、仮設教室はリース物件であり、市に所有権がないため、容易に改修できない事情がございます。理科室と音楽室が既存校舎へ移った後は、児童数に注視しつつ、解体などについて検討してまいりたいと考えております。

(平成27年5月26日:学校管理課)

31. 体力テストについて (結果:その他)

□小学校に子どもを通わせていますが、体育館内で体力テストの練習としてシャトルランを行っている最中に熱中症になってしまいました。5月に室内で熱中症になってしまうというのは、学校に空調がないことが原因ではないのでしょうか。ぜひ、子どものためにエアコンの導入を希望します。

■新体力テストは文部科学省が実施する調査であり、越谷市内の全小中学校で実施されております。

す。埼玉県では、実施期間は5月から6月の間と定められています。各種目とも実施場所は決められていませんが、シャトルランや反復横とびについては、多くの学校で、足の切り返しが効きやすい体育館において実施されています。

さて、シャトルランは運動量が非常に多く、心拍数が上がり、汗をかきやすい種目です。初夏と言える今の時期に行いますので、安全確保のために、水筒や汗ふきタオルの準備などを行った上で実施することが重要ですが、この点で、小学校の配慮が十分でなかった面もありましたので、教育委員会より指導を行いました。

今後はこのようなことがないように、学校における教育活動への安全配慮に万全を期します。

学校施設について、安全面では、平成24年度で学校施設の耐震補強工事を完了しました。また、夏場の暑さ対策として、普通教室への扇風機2台の設置に加え、ミストシャワーを設置するなど、学校施設の整備に努めてまいりました。

さらに、昨今の猛暑に対応するため、平成26年度に普通教室等へのエアコン設置に向けた基本設計を行い、小学校は平成28年度から2か年で、中学校については、平成30年度に設置工事を行う計画を進めているところでございます。

体育館へのエアコン設置につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす普通教室へのエアコン設置を優先して整備を進めたいと考えています。（平成27年6月5日：学校管理課、学務課）

32. 図書館施設の充実について （結果：実施）

□中央図書館が利便性の良い越谷駅前に新設され、南部図書室が大幅に拡充されましたが、越谷市の図書館には今もなお改善の余地が残されています。国内他市との、あるいは国際的な比較で考えると、十分とは言えません。市民の可能性を伸ばすためにも、図書館の充実は大切だと考えます。

■本市の図書館行政は、平成8年10月に南部図書室がオープンして以降、本館と北部・南部の図書室の1館2室体制で長らく運営してまいりましたが、平成24年6月に中央図書室を開設するとともに、平成26年9月には南部図書室を移設し、機能の強化を図ったところでございます。

こうした中、平成25年度の統計になりますが、本市の貸出冊数は約172万冊で、さいたま市、川口市に次いで県下第3位となっております。また、平成26年度においては、新南部図書室の貸出冊数が大幅に増加しており、蔵書冊数につきましても、中央図書室の開設前は約55万冊でしたが約62万冊となり、将来的には70万冊を超える蔵書を目指しているところです。

よりきめ細かなサービスを行うためには、ご提言のとおり、お住まいの近くに図書館を整備することが望ましいことと存じますが、本市の特性や財政状況等を十分に踏まえて検討しなければならないものと考えております。

現在、市立図書館と北部図書室、南部図書室、中央図書室が連携し、市民の生涯学習を推進する施設として図書館サービスの向上に努めておりますが、本市は首都近郊の住宅都市であり、駅を利用する市民の方が多いという特性がございます。いずれの図書室も駅に近いことを考えますと、通勤・通学等の際に予約・リクエストサービスを含めてご利用いただけるため、使い勝手が

よく、利便性の高いサービス拠点であるものと存じます。

また、本市では、2台の移動図書館「しらこぼと号」によって市内32か所を巡回するほか、42か所すべての学童保育室に赴き、地域に密着したサービスを実施しております。さらに、10か所の地区センター・公民館、7か所の交流館、3か所の老人福祉センター等に配本を行うとともに、市民の皆さまのご協力により「身近な小さい図書館」といわれる地域家庭文庫も7か所あり、同様に配本をしております。こうしたことから、本市では、一定程度の図書館サービス網が構築できているものと考えております。

ご提言のとおり、人的資源は、地域づくり、ひいては国づくりにおいて中心的な要素となるものであり、本市としても、図書館行政を充実していくことは重要であると考えております。現在、北部地域における図書館機能の強化について検討を加えているところであり、また、地区センター・公民館等との連携の強化を図ってまいります。
(平成27年5月27日：図書館)

33. バスケットゴールの設置について (結果：実施困難)

□バスケットボール部に所属しており、放課後に練習をしていますが、コートがないため、細かな練習ができません。東越谷第二公園にバスケットゴールを設置してほしいです。

■バスケットゴールについては、昭和50年代につくられた住宅街の中にある公園や、郊外にある公園に数か所設置しています。

しかし、最近では、近くにお住まいの方々から、「ゴール板にぶつかるボールの音がうるさい」「夜遅くまでバスケットゴールを利用する方がいる」など、ボールの音や人の声による騒音に対して、多くの苦情が寄せられています。

市では、公園利用者に対して、マナーを守って利用していただくように注意を促すなど、その対応に大変苦勞しています。このようなことから、現在、市内の公園には、新たなバスケットゴールの設置は行っていません。また、現在設置されているバスケットゴールについても、利用状況や施設の老朽化に応じて、撤去することも検討しているところです。

マナーを守らない利用者も多い現在の状況を考えますと、住宅街の中にある東越谷第二公園にバスケットゴールを設置することは難しいと考えています。

なお、公園以外でバスケットボールができる施設として、市内には、総合体育館、北体育館、南体育館、西体育館の4つの体育館があります。これらの体育館は、主に大人の方の健康・体力づくりを行う場として利用していただいています。部活動としてではなく、余暇を利用した活動ということであれば、未成年者の団体は、大人が指導者として同伴するという条件で貸出しをしています。利用方法などについては、スポーツ振興課までお問い合わせください。

今後も、市民の皆さんがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、いきいきとした生活を送れる環境づくりに取り組んでいきますので、よろしく願います。

(平成27年6月19日：公園緑地課、スポーツ振興課)

34. 越谷市民球場の愛称、BCリーグ開催について （結果：実施困難）

□越谷市民球場の愛称を募集したら良いと思います。また、越谷市民球場でプロ野球独立リーグ（BCリーグ）の試合を開催してほしいです。

■越谷市民球場につきましては、市内の団体や学校の野球大会でご利用いただいているほか、プロ野球イースタンリーグや女子プロ野球リーグ、全国高等学校野球選手権埼玉県大会なども開催しており、プレーをされる方はもとより、観戦を楽しむ野球ファンの方々にも大変好評をいただいております。

さて、市民球場の愛称につきましては、ネーミングライツの導入を数年前から検討しており、先進地への調査や視察、企業へのアンケート、さらには、市政世論調査の項目として盛り込むなど、準備を行ってまいりました。

しかし、他市の状況や企業の反応は前向きなものではなく、また、市政世論調査でも、市民の方々から「導入する必要がない」との意見も多く挙げられております。そのため、愛称については、今のところ募集の予定はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、BCリーグの開催につきまして、埼玉県では、県北地域を中心に活動する「武蔵ヒートベアーズ」という1球団がBCリーグに所属しております。この球団は、熊谷市のさくら運動公園野球場を本拠地としておりますが、平成27年度につきましては、このほかに、上谷総合公園野球場、本庄総合公園市民球場、埼玉県営大宮公園球場の4球場で活動しているとのこと。また、試合は主に土・日・祝日に開催しており、年間約70試合消化していると聞いております。

越谷市民球場においては、土・日・祝日の稼働率は約90%となっていることから、メイン球場としての定期的なリーグ戦開催は難しい状況がございますが、球団からの要望があれば、使用可能日を有効に活用し、エキシビジョンマッチや練習試合の開催について検討したいと考えています。

本市では、今後とも、「観るスポーツ」も視野に入れ、多くの市民の皆様にはスポーツ・レクリエーションに対する興味や関心をもっていただけるように取り組んでまいります。プロスポーツ等の観戦を通じて、アマチュア選手の技術の向上はもとより、市民の皆様がスポーツ・レクリエーション活動を始める一助となれるよう、市民球場の管理運営に努めてまいります。

（平成27年7月6日：スポーツ振興課）

6. 全 般

35. 能率的な対応体制について (結果：その他)

□食品衛生協会による検便実施に伴い、今回から越谷保健所で検便の容器を買うことになり、行ってきましたが、容器4本を買うだけなのに10分も待たされました。中核市の保健所の対応にしてはあまりにも残念でした。もう少し能率的な対応をお願いいたします。

■ご承知のとおり、本市では、4月1日より中核市へ移行したことに伴い、さらなる市民サービスの向上を図り、保健衛生行政を総合的かつ効果的に推進するため、越谷市保健所を設置いたしました。

市民の皆様により便利な施設を目指していますが、ご指摘のようなことがありましたことは、大変残念に思っております。

市といたしましては、食品衛生協会への指導をさせていただくとともに、待ち時間短縮に向け、協力して取り組んでまいります。
(平成27年5月20日：生活衛生課)

36. 職員の接客マナーについて (結果：実施)

□職員の接客マナーが正しくないと感じます。もっと全体的に職員の指導をすべきではないでしょうか。

■市民の皆様への接客につきまして、職員には、接客研修の実施をはじめ、繰り返し指導しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、窓口等における接客はもとより、市民の皆様の立場に立った対応をするよう、引き続き徹底してまいります。

今後も、皆様が市役所を気持ちよくご利用いただけるよう、職員を指導してまいります。

(平成27年8月24日：人事課)

37. がん検診受診時の説明について (結果：実施)

□肺がん・結核検診を受けに行きましたが、受付窓口で、「受診券がないと受けることはできません」と言われました。受診券を持参していなかったもので、仕方なく自宅に戻り、市役所からの郵送書類を細かく探しましたが、見つかりませんでした。最終的に、受診券が必要なのは特定健康診査で、肺がん・結核検診には必要ないことが分かり、再び南体育館に行って、やっと肺がん・結核検診を受診することができました。私の理解不足もありますし、受付窓口で強く申し立てなかったことも原因かもしれませんが、「肺がん・結核検診を受診する人は、受診券は必要ありません」の一言がなかったことについては、明らかに説明不足で、誤解を生んだ原因です。今後、改善を図っていただくようお願いいたします。

■越谷市が実施する肺がん・結核検診において多大なご迷惑をおかけしましたことに、深くお詫びを申し上げます。

本市では、健康増進法に基づき、40歳以上の市民の方を対象に、肺がん・結核検診を実施しており、医療機関での個別検診を5月10日から8月10日に、集団検診を8月下旬から10月に行っております。また、平成20年度より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、越谷市国民健康保険の加入者のうち、40歳から74歳の方を対象に、特定健康診査を実施しております。

ご指摘いただいたとおり、集団検診会場では、市民の皆様の利便性の観点から、肺がん・結核検診と特定健康診査を同時に実施しております。受付についても同じ場所で行っており、受付担当者は、初めに受診者が何の検診に来られたかを伺い、必要な検診票をお渡しして、その記入をお願いしているところでございます。

今回の検診では、肺がん・結核検診の説明が不十分であったことから、受診券をお探しいただいたほか、集団検診会場に二度も足をお運びいただくなど、多大なお手数とご迷惑をおかけしてしまいました。

今後につきましては、集団検診において、肺がん・結核検診のみを受診しにいらした方にも、分かりやすい説明と対応を心がけるよう、改めて担当者に徹底してまいります。

(平成27年11月11日：市民健康課)

38. 常任委員会の録画中継について (結果：調査・検討)

□現在、市議会本会議の中継録画は市民が自由に見られるようになっていますが、各常任委員会については見られません。個々の事案について各議員の発言内容を詳しく知るためには、本会議の報告よりも各委員会の中継録画の方が良いので、各常任委員会の中継録画を見られるようにしてほしいです。

■ご要望いただきました「各常任委員会の議事内容の録画中継」の実施につきましては、市議会としてもその必要性を感じていると伺っております。

現在、議会運営委員会の中で、議会活性化の取組として、本会議同様、予算・決算特別委員会と常任委員会のライブ中継の導入について、録画中継も含めて継続的に協議を行っているとのことです。本庁舎の建替え整備の検討が進められる中で、中継方式や費用、導入の時期などについて検討を行っているところであると伺っております。(平成27年6月29日：議会事務局・議事課)

平成28年度市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成27年度の要望回答集～

発行：平成28年5月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
